

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

昭和28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. 総合的な離島振興策を強力に推進するため、「離島振興法」を改正・延長すること。
2. 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。
3. 平成23年度に実施された「離島ガソリン流通コスト支援事業」については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。
4. 離島の産業再生を強力に促進するため、産地加工、個人客のための体験滞在型観光、産業再生に向けた基盤・組織づくり等を積極的に推進すること。
5. 離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。
6. 離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日

兵庫県南あわじ市議会議長 阿部 計 一

意見書提出先

- ◎衆議院議長 横路孝弘
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- ◎参議院議長 西岡武夫
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- ◎内閣総理大臣 野田佳彦
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
- ◎財務大臣 安住淳
〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
- ◎総務大臣 川端達夫
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
中央合同庁舎2号館
- ◎文部科学大臣 中川正春
〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
- ◎厚生労働大臣 小宮山洋子
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
中央合同庁舎5号館本館

